

平成30年度 第2回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 平成30年5月21日（月） 午後2時25分から午後2時45分まで

2. 場所： 西宮市役所 職員会館 第2中会議室

3. 出席者：

【委員】（12名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（委員）	3 番	高田 孝
	4 番	大前 有三
	5 番	二本松 義人
	6 番	松井 重治
	7 番	石田 隆文
	8 番	木田 佳文
	10 番	光岡 大介
	11 番	茶谷 巖
	12 番	奥村 幸弘
	13 番	庄治 郁夫
	14 番	前田 豊

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （課長補佐）神田 武史 （主査）吉田 順二 （副主査）東 孝二
（産業部長）部谷 昭治

4. 欠席者： 2名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第3号】 非農地証明書交付の件
＜審議結果:承認＞

【議案第4号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件
＜審議結果:承認＞

【報告第4号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第5号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第6号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時25分 開始

- 議長 委員の皆様、本日はご苦勞様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は、事前に連絡のありました中務委員と松本委員を除き12名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ございませんか
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、7番石田委員と8番木田委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願いいたします。それではこれより議案審議に入ります。まず、議案第3号「非農地証明書交付の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 **【議案書朗読】**
本日配布しています資料「西宮市農業委員会事務取扱要領抜粋」をご覧ください。非農地である旨の証明の願出ができるのは、西宮市農業委員会事務取扱要領第9条第1項の各号いずれかに該当する場合のみとなります。本件申請農地につきましては、5/9の現地調査により、現況が山林であることを確認しました。よって第9条第1項に該当しますので、非農地証明書を交付することに問題は無いと考えています。以上で説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の茶谷委員の説明をお願いします
- 茶谷委員 議案第3号について説明します。申請地は、添付の地図でもお解かりいただけると思いますが、教行寺から北東に120メートル、北へ280メートルのところにあります。申請地については、樹齢20年以上は経っている松の木などが生え、落ち葉も堆積している状態で、一帯は竹林に覆われて日当たりも悪く、少なくとも20年以上、耕作はできていないものと判断できます。つきましては申請地は農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明書を交付しても問題は無いと考えます。以上で地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 委員 (意見なし)
- 議長 無ければ、議案第3号「非農地証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、証明書を交付することとします。続きまして、議案第4号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」でございます。議案書2ページをご覧ください。
【議案書朗読】
生産緑地として指定されております本申請地の農業の主たる従事者が故障により農業に従事することが出来なくなり農地を維持することが困難になったため、生産緑地法第1

0条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出をするにあたり、農業委員会に対し申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。
庄治委員

議長 議案第4号番号1について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましても、JA山口支店から南へ300メートル、南東へ240メートルのところにあります。この農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
委員 (意見なし)

議長 無ければ、議案第4号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明交付の件」につきましても、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましても、証明書を交付することとします。

それではこれより報告案件に入ります。まず報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。
委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。
委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

【議案書朗読】

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長
委員
議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ ⑩

(委員)

_____ ⑩

(委員)

_____ ⑩